

第6回 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 議事要旨

開催日時：令和5年6月26日（月） 13:00～15:00

開催場所：経済産業省本館 17 階第 1 特別会議室、及び WEB 会議

<出席者>（敬称略、順不同）

・委員

三上 喜貴	開志専門職大学副学長 （座長）
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
カライスコス アントニオス	京都大学大学院法学研究科准教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
西田 佳史	東京工業大学工学院教授
早川 吉尚	立教大学法学部教授
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
鷲田 祐一	一橋大学商学部教授

・オブザーバー

アマゾンジャパン合同会社
楽天グループ株式会社
ヤフー株式会社
株式会社メルカリ
一般社団法人日本玩具協会
ベビーカー安全協議会
一般社団法人大手家電流通協会
一般財団法人家電製品協会

一般社団法人日本ガス石油機器工業会

一般財団法人製品安全協会

日本チェーンストア協会

全国中小企業団体中央会

・関係省庁

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課

経済産業省 情報経済課、生活製品課

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター

・事務局

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

<配布資料>

資料1 議事次第

資料2 委員等名簿

資料3 玩具安全

資料4 報告書案概要

資料5 報告書案

議題

(1) 玩具の安全確保策について

(2) 報告書(案)について

(3) その他

開会

○田中課長

・事務局の経済産業省製品安全課長の田中でございます。定刻になりましたので、検討会を始めたいと思います。

・消費生活用製品の安全確保に向けた検討会第6回の会合ということ

でございます。委員の皆様方、オブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は、これまでと同じですけれども、Teamsによるオンラインの会合という形でさせていただいております。また、これもこれまでと同様ですけれども、YouTubeによるライブ配信も行っているところでございます。

- ・本日の会合はオンライン会議ということで、お願い事項でございますけれども、発言される方は、マイクとカメラをオンにいただければと思います。それ以外の方は、マイクとカメラはオフでお願いできればと思います。

- ・それでは、議事進行につきましては、座長の三上先生にお願いしたいと思います。先生、よろしくお願いいたします。

○三上座長

- ・それでは、本日は第6回の検討会ということで、最終回の予定でございます。委員の皆様、オブザーバーの皆様の御意見を十分承って、検討会としてのまとめができればいいなと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

- ・まず、事務局より参加者及び資料の確認をお願いいたします。

○田中課長

- ・本日、第6回、最終回の検討会でございますけれども、委員の先生方は、一部まだ入られていない先生がおられますけれども、全員出席の予定と聞いております。また、カライスコス委員は所用のため途中退席されると聞いているところでございます。

- ・配付資料でございますけれども、事務局から事前にお送りしておりますPDF資料を御覧いただければと思います。また、全く同じものを経済産業省のホームページ、審議会等の研究会のページの安全・安心のところで、この検討会の資料が全部見られるのですけれども、その第6回のところを見ていただければ、そちらにも既に掲載されているところでございます。傍聴者の方はそちらを御確認いただければと思います。また、説明に合わせて画面共有の形で資料を表示したいと思いますので、こちらも御確認いただければと思います。

- ・もし委員の先生やオブザーバーの方で何か不明な点があるとか質問

がある場合は、チャット機能もお使いいただきながら、適宜御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三上座長

- ・ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。
- ・まず、議事の1番、玩具の安全確保策について、これは前回検討会の続きの議論になりますけれども、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

議題 1

○田中課長

- ・それでは、前回、子供用製品の議論をさせていただきましたけれども、そこで玩具の扱いのところは少し議論として残っていたというところがございますので、そちらについてこれから説明させていただければと思います。
- ・こちらが本日の議事次第になります。
- ・こちらが資料3になりまして、玩具に関する資料でございます。
- ・まず1ページでございますけれども、前回の検討会での主な御意見を振り返りの意味で整理させていただいております。大きく3つの御意見があったと思っております。1つ目は、①に書いておりますけれども、事故が起こる前の対応として、規制をしていくことが大事ではないか。また、グローバル化している中で、海外から危険な製品が流通するという可能性もありますので、やはり規制をするということが大事ではないかといった御意見をいただいたところでございます。
- ・②ですけれども、業界と協力してS T制度が維持されるべきではないか。これは玩具についての意見ということでございますけれども、やはり規制を入れたとしても、S Tマーク、S T制度がきちんと残って、共存する形が望ましいのではないかと、こういった御意見をいただいたところでございます。
- ・③ですけれども、これも玩具の話ではあるのですが、物理的安全性のみならず、化学的安全性についても検討すべきではないか、こういった御意見をいただいたところでございます。

・続きまして、2 ページは、玩具の規制について改めて整理させていただいたものになります。一番上のポツに書いておりますけれども、玩具の安全性につきましては、誤飲対策等の物理的安全性といった視点と、もう一つ、乳幼児が口にすることによる、要はなめてしまうことによる、化学的な安全性、こういったものが大きく存在するところでございます。

・その中でも化学的な安全性につきましては、6 歳未満のおもちゃを対象に既に食品衛生法のほうで規制されているところでございます。

・一方、3 番目のポツですけれども、物理的な安全性、誤飲対策といったようなところについては、マグネットセットと水で膨らむボールが、まさに今月から消費生活用製品安全法で規制されましたが、それ以外の多種多様な玩具については、物理的な安全性の規制はないといった現状になっております。

・それをこの2 ページの下のところに表で書いておりまして、特にゼロから6 歳未満のところは食品衛生法で規制されているのですが、それ以外に物理的なところというのは規制をされていませんし、それよりも大きい6 歳から14歳のところでいいますと、規制がなく、S Tマークは全部対象になっている。そういったところが特徴かなと思っております。

・続きまして、3 ページ目でございます。こちらは、物理的な安全性といったときに、どこが最もリスクがあって注意すべきところなのかということについて考えますと、我々としては、乳幼児が誤飲してしまう、間違っって口に入れてしまう。それによって窒息してしまう。ここがリスクとして非常に大きいと思っております。

・一番上のポツに書いておりますけれども、平成29年の消費者安全調査委員会、いわゆる事故調のレポートが出ておりまして、ここの中で、日本小児科学会の公表ということなのですが、10年間で7 件の気道閉塞事故が起こっていると。さらに、そのうち3 件が死亡事故であったと。こういった報告がされているところでございます。

・また、同じ報告書の中でアンケート調査も行われておりまして、そ

の約2,000人を対象に行われているアンケートの中で、およそ300名の方が、こういった玩具による子供の誤嚥事故の経験がある、このように回答しているところでございます。このアンケートの中で事故の経験があると答えた方に、何歳ぐらいのお子さんですかと聞いたら、3歳未満が約8割だったところでございます。

・また、右下の図は、アンケート結果を、横軸が子供の月年齢、縦軸が玩具の大きさということでプロットしたもののなのですが、縦の36か月、3歳よりも小さい乳幼児で、玩具の大きさが3センチよりも小さい場合、赤で囲まれたところに、誤嚥の事故が非常に多く発生しているということが、アンケート結果ではあるのですが、分かります。その中でも特に後遺症がありとお答えになった方は赤になっているのですが、この赤も全部この3センチ以下の3歳未満の中に収まっているということでございますので、やはり小さな玩具を乳幼児が窒息してしまう、ここがリスクとしては一番大きいと考えているところでございます。

・3番目のポツですが、この報告書の中で、経済産業省に対しても御意見をいただいているところでございます。安全な玩具の設計を事業者が行うようにしてもらいたいのではないか、こういったことも御意見としていただいておりますし、特に小さな乳幼児向けの玩具というところでいいますと、例えば小部品の試験とか小球の試験というのがございまして、後でちょっとまた御説明しますが、こういった試験なども使いながら、乳幼児にとって安全な玩具を供給していくことが大事ではないか、こういった御意見が出ているところでございます。

・次の4ページ目でございます。今までのページは日本の中での話でしたが、次は外国の動向でございまして、これはEUでございまして、EUはセーフティーゲートというサイトがございまして、そこで、製品安全のルールに適合していないという形で販売禁止になったものは全部公開されておりますので、その情報の2022年のデータを検索いたしまして分析しますと、2022年の1年間で販売停止になった玩

具は500件ぐらいあったということでございます。その原因なのですが、物理的な安全性と化学的な基準違反が9割と、大多数を占めるということでございました。

・そのもうちょっと細かい内訳を、こちらの右の表に書いておりますけれども、物理的安全性というところでいいますと、窒息の基準に合っていないという形で販売禁止になったものが非常に多く、200件となっているところでございます。ですので、EUで売られている玩具の中には、基準を満たしていないものが結構あるということで、それが販売禁止になっている。その中でも特に窒息の基準に合っていないという形で、販売禁止になっているものがたくさんあるということでございまして、外国でも乳幼児向けの玩具で小さな部品が含まれるものは問題になっているのかなと考えております。

・5ページ目でございますけれども、玩具の国際規格、ISO8124-1の概要でございます。ヨーロッパにはEN規格というものがあったり、アメリカにはASTMの規格があるのですが、基本的に試験方法は全部同じになっております。その中に、下にちょっと書いておりますけれども、小部品シリンダーというのと小球試験というのがありまして、いずれも共通の試験方法でございます。これは、小さな部品かどうかというのを判断するための試験なのですが、直径31.7ミリの円筒でございます。こちらを通るような部品については、乳幼児が口に入れてしまう、誤飲してしまうリスクがあるといった判断になります。もう一つ、同じようなものなのですが、スーパーボールのような球体のものについては、もうちょっと大きくても喉に突っかかってしまうというリスクがありますので、44.5ミリの円を通過する球体は危ないということになっております。

・2番目のポツに書いておりますけれども、3歳未満の乳幼児というのは誤飲とか窒息の危険性が非常に高いということでございますので、乳幼児向けのおもちゃにつきましては、この円筒を通るような部品とかこの円を通るような球が存在してはいけないという要求をしているということでございます。これは国際的に誤飲対策という形で確認が

行われている試験方法でございまして、乳幼児向けの玩具については、かなり慎重な試験を皆さん行っているということかなと思っております。

- ・6ページでございすけれども、以上を踏まえて、乳幼児向けの玩具の誤飲対策は、現状はマグネットセットと水で膨らむボール以外に規制がないので、そこを対応する必要があるのではないかと考えているところでございます。

- ・また、こちらに書いておりますように、外国では玩具の物理的な安全対策、誤飲対策の規制が行われている。実際にヨーロッパでも販売禁止になっている玩具がたくさんあるということを踏まえますと、玩具の物理的安全性の規制を検討する必要があると考えているところでございます。

- ・また、その際には、2番目のポツに書いておりますけれども、物理的な安全性だけではなくて、化学的な安全性についても検討することが必要であると思っております。

- ・このため、今後の進め方という意味では、以下のような2つのオプションが考えられると思っております。

- ・1つ目は、6歳未満の玩具について、物理的な安全性のところも規制を行うということでございまして、食品衛生法と同じ範囲を規制してはどうかという案でございす。これは食品衛生法に合わせるというのも1つありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、乳幼児向けの玩具はリスクが高い、実際に事故も起きている、外国でも規制されているところでございすので、やはりここを規制する必要があるのではないかと考えてございまして、それを踏まえた案ということでございす。

- ・一方で、6歳から14歳向けの玩具はどうするのだというところなのですけれども、これにつきましては、6歳未満向けの玩具とはリスクという意味では違うと思います。小学生ということになりますので、小学生が玩具をなめるのかとか、口に入れるのかということ、やはり乳幼児に比べるとその可能性は低いのかなと思います。ただ、一方で、

やはりそういうリスクもないわけではありませんし、兄弟で使うという可能性もあるかもしれません。そういったことを踏まえたと、何らかの対応をやっていくことは当然大事だと思います。ですので、ここは規制ではなくてガイドラインという形で、具体的に言うと、STマークが14歳未満向けにもついておりますので、こういったものを基本的には製造、輸入、販売してほしいということで、推奨していくというような対応が考えられるのではないかとということで、6歳未満は規制するけれども、6歳以上のところはガイドライン、こういった案がオプションの1という形になります。

・もう一つ、オプションの2というのがございまして、これは全部、6歳から14歳未満向けの玩具のところも規制をするという案でございます。ただ、もちろん、先ほど申し上げたように、リスクについては6歳未満とは少し違うところがございますので、やはりそれなりの検討が必要かなと思いますので、一定の時間もかかると思いますし、本当に規制すべきかどうかという点も含めて議論になるかなと思うところでございます。

・この②の案は、まとめて全部規制をする案ということでございますので、これはこれで1つオプションとしてあるとは思うのですが、先ほど申し上げましたように、6歳から14歳未満のところは一定の時間がかかったりすることは十分考えられますので、スピード感という意味では遅れてしまうといった点が懸念材料としてはあるかなと思います。オプションとしてはこういうものがあるというところでございます。

・7ページは、化学的な安全性の規制について改めて参考までに載せております。食品衛生法で規制されているけれども、どういう規定なのかというと、法律の中に、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれのあるものとして厚労大臣が指定するおもちゃという形で、法文上きちっと書かれているということなので、乳幼児というのは大体6歳未満だよねと、そういう運用になっているというところでございます。

・もう一つ、乳幼児向けではないものも含めてですけれども、一般的な化学物質、有害物質による人の健康被害を防止するための法律として、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律というものがございます。その中に第3条として、当該物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならないと書いてあるということでございます。これは責務規定ではございますけれども、こういった規定もあるということでございますので、6歳未満は食品衛生法がかかっていますけれども、6歳以上についても何もないわけではなくて、こういった責務規定がかかっているということではございます。これは御参考として紹介させていただきました。

・8ページは、前回の検討会で御意見をいただいた、仮に玩具を規制したとしても、これは玩具ではありません、雑貨ですという形で規制逃れをしてしまうという方が出るのではないかと、こういったところでございます。これは規制対象の玩具をどうするかということにもよってくるのかなとは思いますが、外国などでは、年齢と、子供が遊ぶことを目的としているようなものは、玩具を定義するときの1つの基準になっているということでございますので、これを参考にしながら今後考えていくことになると思いますけれども、やはり子供向けであって、しかもそれが遊ぶ目的のためのものであるならば、それを雑貨と言って売ったとしても、それは玩具でしょうという形になっていくのかなと思います。

・いずれにしても、雑貨と言っていることだけで規制から外れるような規定ぶりにはしないということかなと思っているところでございます。

・以上でございますが、我々としては、6ページにオプション2つ提示させていただきましたけれども、これをどうするのかという辺りを中心に御議論いただけるとありがたいなと思っているところでございます。

・私からは以上でございます。

○三上座長

・御説明ありがとうございました。それでは、皆さんから御意見、御

質問をいただきたいと思います。委員の方からでも、オブザーバーの方からでも結構でございます。御発言を希望される方は挙手ボタンを押していただければと思います。

- ・ それでは、まず、釘宮委員、どうぞ御発言ください。

○釘宮委員

- ・ ありがとうございます。消費生活アドバイザーの釘宮でございます。6ページのオプションに関しまして意見を申し上げたいと思います。

- ・ 私は、オプションの1のほうをぜひお願いしたいと思っております。理由ですけれども、私はこれまで子供の安全関係の活動に多く関わってまいりましたが、子供が思いがけない事故に遭ってしまった場合に、ちゃんと見ていなかった、自分のせいだと考えてしまわれる保護者の方が多くいらっしゃいます。しかし、本来は、そのような事故を起こさないような製品をつくって世の中に流通させるということが必要です。

- ・ S Tマークがついていない、安全を確保する基準が何も定まっていないような玩具、あるいは雑貨品で子供たちを危険にさらすことは避けなければなりません。ですので、なるべく早く安全を確保する基準が強制的に適用されることが望ましいと考えますので、論点整理を待つのではなくて、オプション1にありますように、機械的・物理的特性と、可燃性に対する6歳未満対象の法的規制を早い段階で導入することを要望いたします。

- ・ さらに、このような法的規制を導入するような場合でも、従来のS T制度と共存するということが当然望ましいと考えております。なぜならば、S T制度は1971年に創設されまして、50年の歴史があり社会に浸透しているということです。対象年齢の表示がありますので大変分かりやすいですし、また、損害賠償保険がついていますので、万が一事故が起こった場合も安心ということが言えます。

- ・ 地域の消費者グループが消費生活センターで主催する消費生活展で展示するような機会があるのですけれども、そのような場で安全な商品を選びましょうというような消費者教育のための展示を行うことが

あります。そのような場合に、S Tマークつきのおもちゃを選ぶようにということで、保護者の方々にはお伝えするようにしています。つまり、S Tマークは消費者にとって安全な商品を選ぶ際の目安になっています。公的基準よりも高い安全が確保されているS T制度が存続することを、消費者の立場からも強くお願いいたしますし、これからもS Tマークつきの玩具をお勧めしていきたいと思っております。

・以上です。

○三上座長

ありがとうございました。それでは、続きまして、森委員、お願いいたします。

○森委員

御説明ありがとうございました。私もオプション1、オプション2のところですけども、オプション1に賛成です。

・その議論をしっかりとっていくということ、それから整合性の取れた規制をつくるということは、法制度側からしてみれば極めて重要なことであるわけですけども、当然のことながら、現在発生しつつある児童の被害を防ぐということが第一の目標であることは明らかであって、整合性のとれた規制をつくるということは、申し訳ないのですが、それは二の次、三の次であるということかと思います。

・近時、このように現状の変化に即応して、速やかに法制度を変えていくべきであるということは、アジャイル・ガバナンスというふうに名前がつきまして、政府としては強く推奨されているところかと思いますが、まさにこういった重大な被害が発生しているところでこそ、そのアジャイルの理念は生かされるべきであると思います。

・化学的安全性も併せて考えて、整合性の取れた規制をつくるということはもちろんやっていただくべきだと思いますけれども、それは改めてどんどん細かく法改正をしていただければいいわけですし、そうしないと、我が国だけ子供を守るため十分な規制ができていないということになろうかと思います。

・それが1点目で、あとは、玩具の定義、一番最後のところですけども、これは事務局から御説明いただきましたように、別に玩具を定義してどうこうということではなくて、これもまた児童を守るという

ことが最優先の課題ですので、一番分かりやすいのはE Uの定義ではないでしょうか。専ら子供向けかどうかにかかわらずということですね。正直なところ、玩具かどうかなんてあまり関係ないわけでございます。子供が手が届いて、子供が誤飲しそうかどうかということが最も重要ということになりますので、そのような定義にしていいただければと思います。よろしくお願いします。

○三上座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、オブザーバー、製品安全協会の関様、お願いいたします。

○関オブザーバー 関でございます。大事な分野で、今まで十分に対応できていなかったことについての方針を出していただいて、ありがとうございます。非常に大事なことだと思っています。

1点、技術的な関係で、S TマークとS Gマークについての違いが十分に説明し切れていなかったのではないかと思いますので、お伝えさせていただきます。

・S Tマークは3つの側面、つまり、物理的・機械的、可燃性、化学的な特性についての要件を定め、それを担保するという横断的な基準による認証制度になっているのですけれども、個別の製品に関して、強度であるとかプラスアルファの基準が定められているものに関してS Gの基準を設けており、またS Gの基準を設けたものは、S Tからは外れています。具体的にはブランコであるとか滑り台、幼児用の鉄棒、幼児用の三輪車、ほかにも幾つかありますが、今申し上げたような製品は、6歳未満のお子様でも使われるような製品となっております。

・したがって、報告書の中でS Tの推奨と書かれていますが、これはS TだけでなくS Gであっても、おもちゃであれば同じように対応していただくということが必要だろうかなと思います。また、そもそもS Tを何で大事にするかというのは、果たしている役割と加えて、制度を適切に運用しないと、S T制度そのものを潰してしまう可能性があるという懸念の下に、こういう対応になってきたということであって誠に大事なことだと思いますが、そういう意味においては、S G

も同じようなスタンスということをご認識していただいて、修正いただければありがたいと思っております。

・以上です。

○三上座長

ありがとうございました。それでは、続きまして、正木委員、どうぞ御発言ください。

○正木委員

経団連の正木です。まず、資料3の6ページの「今後の進め方として考えられるオプション」については、オプションの1番に賛成で、他の委員の方々と同じ意見でございます。最低限のルールとしての国際的な基準に合った規制と、推奨される基準としてのSTの2本立てで対応していくことがよろしいかと思えます。

・もっとも、今、製品安全協会の関さまの話にもありましたとおり、最低限度に基準を合わせるといっても、現行の食品衛生法の基準は、STあるいはISOと比べると、化学的特性の規制が重金属8種類についての基準になっていないということです。例えば、それをそろえるようにするといった意味では、オプション2のように、基準を明確にして、かつきちんと再検討していくという作業も併せて必要だろうと思っております。

・規制の基準の明確化という意味では、オプション1ではあるのですが、結局、危険な製品をチェックして、販売を停止できるようにすること、プラットフォーマーの方などが具体的にその基準を当てはめやすくするということが非常に重要になってまいりますので、やはり規制の対象範囲、基準の明確化は重要になります。6歳未満向けの玩具という形でもし基準を区切るのであれば、どの製品が該当するのか、基準を当てはめて危険な製品の販売を停止できるようにするときの基準を、国際的にも分かりやすくすることが重要になります。

・玩具の規制の対象範囲や基準の明確化は、規制を受ける側の出品する人にとっても、トラブルにならないようにする意味で非常に重要ですので、販売を差し止める側も、あるいは、差し止めを受ける側も分かるように、ご対応のほどお願いします。

・また、STと、もう一つ別の基準ができることになりますので、基

準適合の表示の問題も、検索サイトから情報が確認できる仕組みの構築、容易に偽造されないようにする表示といったものをきちんと整備することが重要だろうと思います。

・一方、S Tマークを表示している場合には、改めて別途の基準適合マークは必要ないと言えるかと思いますので、ご対応のほどよろしくお願い致します。

○三上座長

・ありがとうございました。それでは、続きまして、増田委員、どうぞ御発言ください。

○増田委員

・増田でございます。ありがとうございます。

・このたびの御提案は、非常に画期的なものであると認識しております。これまで全くと言っていいくらい規制がなかったため、非常に売りやすい市場であった日本という評価が海外であったかもしれません。それが、最低限という評価ももちろんあるのですけれども、そういう市場にガイドラインという形であっても規制がなされたということであれば、非常に効果があると思います。

・ガイドラインということで、効果はどうかということはありませんけれども、効果を発揮させるためには、ガイドラインということと、それをどれだけ周知徹底させるかということが二本立てでなければ効果が出ないと思います。これについては、海外へしっかり発信をしていく、それから、デジタルプラットフォーマーの方々がそこに出店している販売店さんに説得できるような情報である必要があると思います。そしてまた、消費者への周知。消費者への周知の場合は、デジプラのほうで表示していただくこと、それから、行政とか消費者団体ももちろん必要ですけれども、保健所や病院などから乳幼児の親に対する周知徹底をしていくということが必要だと思います。

・そして、結果的に、このガイドラインのおもちゃと、S Tマークがついているおもちゃとの差別化、その差を分かるようにして、S Tマークつきのものに誘導していくというようなことが必要だろうと思います。

・玩具でない場合、雑貨といった場合、それも例えば使い方によって

リスクがある、子供がよく使うようなものではないかというような情報が得られた場合には、すぐにそれを情報発信していくということをしていただければと思います。

- ・初めに言いませんでしたが、オプション1のほうに賛成しております。よろしくお願いいたします。

○三上座長

- ・ありがとうございました。これまで5名の委員、オブザーバーの方から御発言いただきまして、どなたからもオプション1の考え方に賛成であるという御意見を頂戴しました。そういった議論の結果を踏まえまして、次の議事の（2）検討会全体としての報告書（案）の議論に移りたいと思います。

- ・事務局より取りまとめ案について御説明をお願いいたします。

議題2

○田中課長

- ・事務局でございます。それでは、これまでの議論の取りまとめについての資料、具体的に言うと資料番号の4と5につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

- ・資料5が報告書本体ということになるのですが、資料4はその概要という位置づけでございます。この内容なのですが、この検討会で使わせていただいた資料を基本的に並べているといったものでございます。そういった意味で、内容には新しいところはあまりないのですが、幾つかアップデートもございますので、そこについて御説明をしたいと思います。

- ・2ページ目は、これまでの概要を改めて整理したものでございます。ここからは、製品安全4法の概要をずっと書いておりまして、第1回の検討会でお示しした資料そのままでございます。

- ・9ページからは、ネット販売製品の課題と対応ということになりますけれども、こちらは第4回の検討会で紹介させていただいた内容をずっと書いているところでございます。

- ・また、15ページですが、製品安全誓約、これは6月下旬ということ

で、もう6月下旬なのですけれども、今週、できれば、署名式をやりたいと思っているところでございます。こういった自主的取組、いわゆるソフトローの取組を新しく始めて、進めていきたいと思っているところでございます。

- ・17ページからは、具体的な課題と対応策です。これも第4回の検討会でお示しした内容をそのまま書いているところでございます。

- ・21ページでございますけれども、その検討会の中でもいろいろな御意見をいただきましたので、こういった点についても留意しながら、今後具体的な検討をしていきたいと考えているところでございます。

- ・23ページは、ちょっとアップデートがございましたので、ご紹介いたします。EUの一般製品安全規則、GPSRについて、この検討会を開始した頃には、まだ案の段階でして、欧州の議会のほうで議論していましたけれども、欧州の議会でも議論が進んで成立をしております、5月23日、既に公布されております。つい先日の6月12日に施行もされているというところでございます。

- ・この一般製品安全規則、GPSRの大事な点という意味では、オンラインマーケットプレイス提供者というのが定義されていて、プレッジのような内容の義務がかかっているというところと、海外からEUに物を売るときには、EUの中に責任者を置きなさいという義務がかかるというのが新しいところなのですけれども、こういった義務は18か月後の2024年12月13日、来年の年末から本格適用される予定でございます。

- ・EUのほうでこういった制度が新しくできて進みますというところが、この検討会を通じた中でのアップデートとしてあるかなと思いましたが、ご紹介させていただきました。

- ・その後は、そんなに新しい情報はなくて、ずっと既存のものを載せております。

- ・27ページからは、子供用製品の話です。これも第5回の検討会の資料をずっと載せておりまして、我々として32ページのような対応策を含めて書いている、STマークの話も書いているというところでござ

います。

・あと、関専務からも先ほどコメントがございましたけれども、SGマークです。玩具だけではなくて、乳幼児向け製品となってまいりますと、当然、SGマークの対象の製品も規制の対象になり得ると我々も考えておりますので、ここについては玩具と同様に、SGマークをうまく活用していくことが大事であると、我々も考えているところでございます。

・37ページからは、まさに今日の第6回の検討会で紹介させていただいた資料3の内容をそのまま貼っているということになります。オプションのところは、先ほどの話ですと、オプションの1がいいのではないかという御意見もたくさんいただいておりますので、この概要のほうを修正することもあり得るのかなと思いますけれども、今のところ、このようになっております。

・45ページは、アップデートとしてちょっと御紹介したいのですが、ちょうど今月、6月の半ばぐらいに、骨太の方針というものが閣議決定をされております。これはまさに名前のとおり、政府がこれからやっていくものの中の特に骨太である、大事なものであるということが書かれている文書ということでして、閣議決定する結構大事な文書なのですけれども、ここの中に、赤字で書いておりますけれども、子供用製品等の事故防止という言葉が入って、これをやっていきますということが入ったということでございます。あと、この204というのは注という意味なのですけれども、注として下に、海外からの直接販売に伴う製品事故の防止策を含むというふうにちゃんと書かれているということでございまして、まさにこの検討会で議論してきた2つの論点、越境供給の話と子供用製品の話が閣議決定の文書にしっかりと位置づけられたというところでございます。今後、我々といしましては、この検討会を踏まえて、さらに具体的な法制化を含めた検討をしていきたいと思っているのですけれども、それに向けては非常に大きなサポートをしていただけるような内容かなと我々としては思っております、喜んでいただいております。

- ・これが資料4でございます。
- ・続きまして、資料5でございます。こちらが報告書の本体ということでございまして、いわゆるワード形式のものにしているところでございます。
- ・1ページ目は目次でございます。
- ・2ページ目から、1. はじめにというところに入りますけれども、これは、この検討会を始める背景を書いておりまして、製品安全をめぐるいろいろな環境変化、特にネット販売が増えているといったところ、あと、子供向けのいろいろな製品、危ないものも売られていた、こういったところが環境変化としてございますので、我々として、改めて制度面での対応の余地はないかというところで、検討を行うことにしたということでございます。その後、今日を含めて6回開催したということでございます。
- ・2. ですけれども、製品安全4法の概要でございます。2ページから3ページにかけて、ずっと概要を書いております。製品安全の4つの法律で、いわゆる事前規制と市場投入後の事後規制を行っているということでございます。
- ・最近の事故の状況という意味でございますと、4ページ目にグラフを書いておりますけれども、最近は減っていないといった感じになっているのが見て取れるかと思えます。
- ・また、事故の原因のところを見てまいりますと、製品起因が3割ぐらいはあるということでございますし、そうではないものもあるので、いろいろな取組が必要ではないか、こういったことを書いているところでございます。
- ・5ページ目からは、3. でございますけれども、具体的な課題について書いております。大きく課題といたしましては、ネット販売と子供用製品と2つあるということなのですけれども、ネット販売が（1）でございます。このグラフでは、電子商取引の市場がどんどん伸びている、割合も増えているといった実態を書いております。市場規模でいうと13兆円ということになっております。

・そういった電子商取引の拡大に合わせるような形で、事故の発生という意味でも、ネット販売製品の事故も増えているところでございます。ですので、やはりこういったネット販売の製品も、安全なものが売られていく市場にしていくことが大事ではないかと考えるところでございます。

・特にバッテリー、これはネット販売されたバッテリー、モバイルバッテリーとかポータブル電源とかなのですけれども、こういったもので事故が実際に起きておりまして、さらに言えば、海外から直接販売されているので、事故の報告がされていないものが結構あるということが分かってきたということでございます。

・こういった海外からの直接販売は、最近特にだんだん増えてきていると思うのですけれども、8ページの図7に書いておりますが、消費者が直接海外の販売者から買うということでございまして、便利ではあるのですが、もし事故とか何かあったときの対応という意味では、国内に事業者がいないということが課題かなと思っているところでございます。こうしたところは、先ほども申し上げましたけれども、ヨーロッパでも課題になっていまして、ヨーロッパでは新しい規則が既にできておりまして、EUの中に責任者を置くようにという規制が始まる予定になってございますので、こういったところも参考にしながら、検討していく必要があるということでございます。

・もう一つ、9ページ目からは、ネット販売の違反品の対策ということでございます。これは我々のほうでもネットモールの事業者さんといろいろな協力をしながら、これまでもずっとやってきておりまして、かなり成果が上がっているとは思っております。国によるパトロールも開始したところでございます。ただ、やはり最近の5年間を見ると、そんなに減っていないというか、高止まりしているところもあるのかなと思いますので、この辺りが課題としてはあるかなと思っております。

・もちろん単純比較はできませんけれども、実際の立入検査で行っているリアル店舗などと比べると、やや違反品が売られやすい可能性

もあるのかなという感じもしておりますので、いずれにしても、ネット販売の違反品を減らしていくことも大事な課題ではないかと思っております。

- ・また、連絡がなかなかつかないといったこともありますので、こういったところも課題かなと思っております。

- ・こちらのページの最後に、一方でと書いておりますけれども、これはまさに先ほど申し上げたように、製品安全誓約というものを始めて、ネットモール事業者による自主的な取組を、今週、署名式をして、強化したいなと思っております。まさにこういった取組が進むことによって、違反品も減っていくのではないかと考えておりまして、我々としても非常に期待しているところでございます。

- ・11ページからは、もう一つの大きな課題であります子供用製品ということでございます。こちらは子供用の事故というので、こういったものが多いのかというのをグラフにして書いておりまして、やはり事故として発生しているというところを書いております。

- ・また、11ページの真ん中に書いておりますのは、マグネットセットとか水で膨らむボール、ああいった非常に危ないものも売られていたということで、規制をしたということではあるのですが、事故が起こってから対応になったといったところで、若干の課題もあるのかなと考えたところでございます。

- ・特に外国と比べますと、玩具という意味でいいますと、図10に書いておりますけれども、こういう感じで、かなりの国で規制がされると。だけれども、日本では規制ではないという形になっていて、STマークという制度があって非常にいいのですが、STマークがついていない製品も売られているということもありまして、その辺りが課題かなと考えているところでございます。

- ・あと、12ページにずっと課題として書いているのは、例えば自転車とか、ベビーカーとか、こういった玩具以外の子供向け製品につきましても、同じような課題があると思っております、外国では規制されているということもございまして、こういったことも踏まえなが

ら、なるべく子供用製品については事故が起こる前に規制する、基準を守らせることができないかということが課題かなと考えているところでございます。これが12ページでございます。

・13ページからは、4. で、課題への対応策ということでございまして、まず1つは、ネット販売への対策、特に海外から直接販売される越境供給への対応ということでございます。この辺は全部、第4回の検討会でお示したパワーポイントの資料を基本的にはそのまま貼っているというものでございます。

・こちらに書いておりますのは、P S マークの対象品の場合は、国内の代表者、代理人を選んで届出をしてもらう。何かあったときには、そういう方を通じて、越境供給者が国に報告するということにはどうかと。

・P S マークの対象外の製品の場合は、そういった国内の代表者、代理人がいらないということでございますので、越境供給者が国に報告するということにはなるのですけれども、ネットモールの方の協力も得ながら行っていくということかなと思っております。

・具体的にどういった協力かといいますと、例えば火事がありますと、消防から、こういったところで火災がありましたとか、ここで買ったこういった製品がみたいな情報が我々にも入ってきますので、それが仮に越境供給者によるものではないかとなった場合は、コンタクトをするということになるのですけれども、連絡先とかがなかなか分からない場合等もありますので、こういったときにはネットモールの方を通じて連絡先を聞いて、そこからアプローチするとか、そのような協力が考えられるかなと思っているところでございます。

・13ページは、その際の留意点ということも書いておりまして、国内の代理人といっても、いろいろな責任が何でもあるというわけではなくて、一定の責任ということかなと思いますので、その辺りをこちらに書いているということでございます。

・報告がされない場合の対応については、N I T E のほうでの事故調査を先に進めて、それで本当に危ないと分かったら、例えば出品を削

除してもらおうとか、そういった対応が考えられるかなというのを書いております。

・あと、このページの真ん中辺りからは、リコールについての対応ということでございまして、これは強制リコールが必要になった場合なので、そんなにしょっちゅうある話ではもちろんないのですけれども、仮にそういうのが必要になった場合に、どうやって対応するかということでございます。この場合、越境供給されておりますので、基本的には越境供給者がリコールを行うと。ただし、P Sマーク対象品については国内代表者、代理人がおりますので、そういった方にサポートいただくということかなと思っております。

・P Sマーク対象外のもので、強制リコールが必要となった場合は、当然、命令などが販売者に行われるようなことにもなるとは思いますが、ネットモール事業者にも必要な協力、具体的に言うと、出品削除といった形での協力、あとは情報提供とかの協力なのですけれども、こういったことを行いながら、事故の再発防止を行ってはどうか、こういった案にしているところでございます。

・もう一つ、②でございますけれども、越境供給者は海外の事業者でございますので、海外の事業者はどうやってこのルールを守ってもらうのか、これも非常に課題になってまいります。そこにつきましては、ここに書いておりますとおり、ネットモールで売られている場合は、そこに販売させないようにする、こういったことができれば、ペナルティーとしては大きいので、越境供給者に対して、きちんと守ってもらうということにつながるのではないかと考えております。

・また、違反をしているということであれば、公表していくということも大事ですので、公表できるような仕組みというのも大事かなと思っております。

・あと、③でございますけれども、情報の非対称性です。違反品対策ということでございますけれども、ネット販売品というところでは、情報がなかなか消費者やネットモールにないということもございまして、それが違反品が多く出回っている背景になっているのかな

と思っておりますので、例えばということで、こちらに書いておりますが、これはP S対象品ということにももちろんなるのですけれども、国内の代表者、代理人の名前を販売サイトに書いてもらう。あとは、国が持っている届出事業者のリスト、これはホワイトリストというような話も出ておりましたけれども、こういったものをちゃんと出していくという形で、情報公開することを通じて、情報の非対称性を解消して、違反品を削減していけないか。こういったことを考えて、第4回の検討会で提示させていただいたところでございます。

- ・15ページからは、それを踏まえていろいろな御指摘をいただきましたので、その辺りをずっとこちらに書かせていただいております、こういった点も踏まえながら、今後さらに検討をより具体化していきたいと考えているところでございます。

- ・（2）でございます。ここからは子供の製品という内容でございますが、我々の提案といたしましては、第5回の検討会でお示ししましたけれども、事故が起こってから対応するというわけではなくて、事故が起こる前でも規制の対象にできるように、そういったカテゴリーが例えば必要なのではないか。具体的に言うと、玩具とか、ベビーカーとか、乳幼児用自転車とか、こういった子供用の製品ということではあるのですけれども、こういったものが規制できるようにできないかというので、1案として書かせていただいております。カテゴリーが仮にできなかったとしても、子供用の製品が事前に規制できるようになればいいのかなとももちろん思うのですけれども、これは1つのイメージとして書いているところでございます。

- ・この場合、国際基準との整合性が非常に大事なと思っておりますので、こういった外国の基準と整合したものを基準として求めていくことができるようにしてはどうか、こういった方向性でございます。

- ・その際の留意点として、今日も御指摘いただきましたけれども、S Tマークは非常に大事なマークでございます。S Gマークも非常に大事ということでございますので、S TマークとS Gマークがどんどん広がっていくような、こういった形が望ましいかなと思っております。

なので、強制規格、規制対象とする際には、こういった民間のマークとの関係に十分留意しながら、検討を進めていく必要があると思っておりますし、例えば、ここに書いておりますが、保険の活用というのももちろんあるでしょうし、あとは、制度として、例えば届け不要とするとか、これは1つの案ですけれども、S Tを取る方と、取らないけれども、強制規格を守ろうとする方に少し差をつけるとか、そういう形で誘導していくとか、今後の検討の際にこういったところも留意しながら進めていくことが考えられるかなと思っております。

・また、日本語での表示がされていて、S Tマーク付きの玩具がすごくいいのだというような話もございますけれども、例えば、それを全部に求めていくということも当然考えられるとは思いますが、ちょっと細かいところですが、こういったところも大事な点として、今後の課題としてここに書かせていただいているところでございます。

・あと、18ページでございますけれども、化学的な安全性です。こちらにつきましては、まさに今回の第6回の検討会の資料3で説明させていただきましたけれども、やはり化学的なところもセットで考えていく必要があるということです。ただ、検討には、例えば6歳以上ということであれば、なかなか時間もかかるということになります。一方で、乳幼児向けの玩具については規制をする必要があるのではないかと思っておりますので、この辺り、我々としては、オプションが2つあるのではないかなというような形で書かせていただいたというところでございます。

・ここは先ほど、オプションの1ではないかという議論でありましたので、あえて2つ書かないで、1に絞ってまとめていくということもあるかなとは思いますが。

・あと、その他の留意点という意味では、いろいろな御指摘もいただきましたので、特に前回の第5回の検討会で出た御指摘などもこちらに書かせていただいておりますので、こういった点も含めて、さらに政府のほうで具体的な検討を行っていくといった内容になっております。

・最後、20ページでございますけれども、終わりにというところでござ

ざいまして、製品安全4法の4つ全部まとめて見直す議論というのはなかなかやられていなくて、今の体系になったのが20年ぐらい前なのですが、これ以来というか久々の見直しかなと思っております。ただ、この間にいろいろな環境変化もありまして、やはり一部制度的な対応が必要ということが分かってきたということでございますので、今後、そういった制度の具体化をすべきではないかと。政府において検討を加速することを強く期待すると、こういった表現にしているところでございます。

・あと、またプレッジの話なども書いておりますけれども、規制だけではなくて、自主的取組も当然大事ですし、規制をつくるだけではなくて、執行するのも当然大事ですよということを書いているところでございます。

・結果的には、オンラインだけでなく、要は、世の中に出回る製品が安全になっていくということが大事かなと思いますので、それを最後、20ページに書いて、締めくくっているというところでございます。

・21ページが委員名簿でございまして、22ページがこれまでの検討の経緯ということでございます。

・こういった形で報告書の案ということでまとめさせていただきました。こちらと資料4の概要のほうをセットで御議論いただけるとありがたいなと思っております。

・私からは以上です。

○三上座長

・田中課長、ありがとうございます。この検討会が掲げました論点について、大変画期的な方向の取りまとめができたように思います。また、先ほど課長から御説明ありましたが、検討会と並行する形で、内閣の骨太方針の中に、この検討会の内容が反映される閣議決定されたのは、大変心強いことだなと思います。事務局のほうでも大変御苦心があったのではなかろうかと思います。

・それでは、以上の御説明に対しまして御質問や御意見がございましたらお願いいたします。いつもどおり、委員の方でもオブザーバーの方でも結構でございます。御発言を希望される方は挙手ボタンをお願い

いいいたします。

・それでは、大橋委員、早川委員、山内委員、依田委員、正木委員、この順で御発言をお願いいたします。まず、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

・ちょっと14時に出なければいけないものですから、先に手を挙げさせていただきました。ありがとうございます。

・まず、事務局には、20年ぶりと今おっしゃっていただきましたけれども、検討に踏み切っていただいて、しっかり報告書の形で今回のように取りまとめていただいたこと、御尽力に大変感謝いたします。

・2部構成のうち、後段については、本日の議論も含めて異論はございません。

・前段についてですけれども、今月末にも製品安全誓約、プレッジとおっしゃっていますが、取組を始めていただくということで、こうした取組が事業者同士を高め合って、製品の安全性はもとより、よりよい製品が生まれるような素地をつくっていただくということにつながればいいなと切に願っています。

・その点でも、プレッジの内容であるとか、その後の取組をレビューしていただきながら、適正な制度設計の在り方、例えばGPSRの御紹介も本日いただいていますけれども、そういった取組のような、ある意味、強度を事業者の範囲を限定して変えていくようなことも、将来的な形として考えていくのかなと思っています。

・我が国のこうした取組が海外、特にアジア諸国にも広がれば、日本製品の海外展開にも資するところはあると思います。そうした点もしっかり盛り込んでいただければなと思っています。このたびは誠にありがとうございました。

○三上座長

・大橋委員、ありがとうございました。それでは、続きまして、早川委員、どうぞ。

○早川委員

・早川でございます。大橋先生と同じように、私のほうとしても、今回、ここまで様々利害調整がある中で、取りまとめたいただいた事務局の御努力に大変感謝いたします。

・私からは1つでございまして、報告書の中の19ページに、オプショ

ン１、２と、２つ掲げられていたと思いますが、オプション１のほうがフィージビリティという点でも、あるいは強制という点でも、優れた案のように思いますので、ほかに大きな異論がなければ、オプション１だけで今回報告書をまとめてよいのではないかと思った次第でございます。

・以上でございます。

○三上座長

・ありがとうございました。それでは、山内委員、どうぞ。

○山内委員

・私からも、本当にお取りまとめ、誠にありがとうございます。

・私からも、まず質問というか意見なのですが、２点ありまして、先ほど発言しようと思っていて、時間があればと思っていたものですから、先ほどの玩具に関するところで、私もオプション１に賛成です。

・オプション１でガイドラインをせつかく定める以上は、そのガイドラインを、コストをかけてしっかりとルールを守った方、企業が消費者から選ばれるということによって、しっかりとリワードを受ける制度にすることが大事だと思っていまして、それがガイドラインを満たしている、例えば経済産業省のこういう新しいガイドラインを準拠している品物だということがしっかり表示できる、あるいは、ＳＴマークを取っているということがそのガイドラインを守っていることにつながるといったような、このガイドラインを守っているということがしっかりと消費者から選ばれ、企業がリワードを得られるような制度にしていただけことを望みます。

・同時に、ＳＴマークについては、この検討会の後半で、特にすばらしい御努力というものを感じていたところでございます。ただ同時に、私の不勉強なところでございますが、ＳＴマーク、あるいはＳＧマーク、そうしたマークがあるものが重要なのだということが、私自身も今まで生きてきて、あるいは子供におもちゃを買ってきた中で、いろいろな乳幼児向けの製品を買う中で、正直言うと、あまり意識できてこなかった。改めて自分の家にある品物を見てきたときに、確かに信頼できる製品にはそういうマークが付されているのだと感じたところ

でもございます。

・なので、こうしたすばらしいマークが実際の製品の品質や安全につながるのだということについて、今後しっかりと、より消費者、一般大衆、私どもに分かりやすいように、民間サイドでも広報していくことがとても大事ではないかと思います。その点で1つあるものとしては、S Tマークは非常に分かりやすいホームページもあるのですが、ただ、例えば、S Tマークについて英語や中国語で重要性をしっかりとアピールできているかということに関していうと、制度の紹介というか組織の紹介の英文のページは、P D Fにしたものはあるのですが、S Tマークについての英語や中国語、特に英語の説明があればよりいいのではないか。特に海外製品のおもちゃの安全性については非常に消費者の安全も高いところ、海外の製品についてもしっかりとS Tマークを取ってくれよということをアピールする意味でも、そういった広報活動がさらにあると、さらに今回いろいろな形でオーソライズもされ得るのだと思いますが、S Tマーク、S Gマークも非常に価値が増すと考えました。

・以上2点でございます。発言を終了いたします。ありがとうございます。

○三上座長

・ありがとうございました。続きまして、依田委員、どうぞ御発言ください。

○依田委員

・ありがとうございます。報告書全般に関しては、全て賛同させていただきます。事務局の皆様、ここまで取りまとめ、大変ありがとうございました。

・特に、今日最後のほうで出てきた製品安全誓約のプレッジ、ネットモールの自主的な取組というのも大変結構な取組だと感じておりまして、期待したいところでございます。

・1点だけ、それを資料等を拝見、特に資料4のほうを拝見させていただいて、オーストラリアの製品安全誓約のプレッジが書いてあって、あくまで仮訳ではございますが、これを見る限り、オーストラリアの取組というのは、プレッジについては規制当局との協力関係が条文に

かなり書き込まれております。

・日本では自主的な取組として進んでいくのですが、右側のほうに、規制当局との定期的なフォローアップとか、法令遵守を促す機会の拡大等が書いてあって、このところは今後、企業様、事業者様の自主的な取組が進んでいく中において、規制当局や関連法令が何に当たるのか、どういった法的根拠がそこにある、自主的な取組として進むプレッジと関連官庁の協力が得られるのかというのは、もう少しははっきりしないと、プレッジを求められる側も困ると思うので、そのところの法的な立てつけ、関連法令としてどういう根拠があって、自主的な取組としてのプレッジが規制当局の協力に結びつくのかというのは、もう少し説明していただけますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○三上座長

・ありがとうございます。それでは、引き続き質問をお受けした後で、今のお答えを事務局からお願いしたいと思います。

・正木委員、どうぞ御発言ください。

○正木委員

・ありがとうございます。三上委員長、経産省事務方の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

・メーカー、輸入事業者、デジタルプラットフォーマー、いずれの事業者も、危険な製品を排除して健全な製品が流通する市場をつくっていききたいという思いは共通するところであり、この報告書の内容に賛成しております。

・これから具体的な制度をつくっていくところが大事だと思うので、少し細かいところについて、発言させていただきます。まず報告書の本文の15ページ辺りに届出事業者のホワイトリスト、あるいは違反者のブラックリストをつくるということが記載されています。ここはその後、具体的に健全な市場をつくっていく上で非常に大事な、分かりやすい対策です。その一方で、このリストはメンテナンスが大事であり、ブラックリストに載った事業者といつまで取引してはいけないのか、ホワイトリストに掲載されている事業者がいつのまにか汚れてリストがグレーになったり、ブラックになったりしていたということに

ならないように、メンテナンスを頑張ってくださいことが重要かと思っています。

・それから、本文の14ページの、依田先生も指摘されていた、出品の削除の命令や要請の明示の仕方についてです。これはやはり毅然として対応すべきところ、14ページの一番下の3つの矢尻のうちの一番上ですが、出品の削除にあたっては、きっちりと根拠を明示して、「このような根拠だから駄目なのです」と、モール事業者が、例えばメーカーなり輸入事業者なりに対して説明できる状態をつくらなければいけません。そうした整理をきっちりとしていただきたい。民事でもトラブルにならないように、整理をぜひお願いします。

・それから、本文14ページの下から2つ目の矢尻にも記載されている部分について、インターネットモール事業者に対して、製品の購入者への使用中止、廃棄の連絡を求めること、このことについてモール事業者は協力できると思うのですが、これもどのようなルールかをしっかりと人々に周知しておかないといけません。例えば、代金もデジタルプラットフォーマーが補償してくれると消費者が誤解するような状況では、使用中止や廃棄の連絡をすることは難しいという話になりかねない。ここはきっちりとルールを世の中に周知していくことが重要だと思います。

・それから、報告書案の18ページのところに、STマーク付きの玩具には日本語での警告や注意表示が求められると書いてあります。国際的に受け入れられている最低限度の基準に加えたローカルルールも、それぞれの国にあると思います。言語の表示のところは特に重要な要素かもしれません。この辺りの基準をどうガイドライン等で明文化していくのか。ローカルルールにはローカルルールのつくり方があり、これも今後も検討する必要があると思います。

・いずれにしろ、新しい制度をつくるときは、今度は世界の事業者が相手ですので、多言語で周知し、十分な周知期間を取って丁寧に周知するようお願いします。本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

- 三上座長
- ・ありがとうございました。それでは、森委員、どうぞ御発言ください。
- 森委員
- ・ありがとうございました。しっかりしたお取りまとめをして、論点整理、報告書を出していただくことになったと思います。
 - ・やはり何よりも、現代の社会において、製品安全４法の目的をしっかり達成するのだという意図が報告書にもよく表れているのではないかと思います。ありがとうございました。
 - ・４点ほど申し上げようと思います。
 - ・まず、すごく簡単なことですが、テキストのほう、資料５の報告書の案のほうで、製品安全誓約、プレッジのことがちょっとだけ書いてありますが、概要版の資料４のほうがむしろしっかりお書きいただいているぐらいなので、もう少し製品安全誓約のことを書いていただいたほうがいいのではないかと思います。
 - ・それは些細なことなのですが、２点目はちょっと重要なことでして、資料５の13ページの課題への対応策、（１）海外事業者の直接販売などインターネット販売拡大への対応ということで、ここからいよいよ本論なのですけれども、今回、重要な提案であるところの国内代表者、国内代理人の設置というところなのですが、まずその前に、平成29年のインターネット取引における製品安全の確保に関する検討会報告書で確認されましたところの製品安全４法の域外適用、越境供給者に対してこれらの法律、製品安全４法は適用されるのだということを、まず大原則としてここに書いていただいたほうがいいのではないかと思います。
 - ・そのことによって、今回の国内代表者、国内代理人というものの意味が、第一時的には、それは法律が適用される越境供給者に対する法執行を円滑に行うためのものであるということがはっきりすると思うのです。そのようにお書きいただくことによって、各論の説明も説得力を増す点があるのではないかと思います。
 - ・後ろのほうでお書きいただいているのですけれども、13ページの四角囲みのすぐ下の留意点１、国内代表者または国内代理人のところに

これらの機能をいろいろ書いていただいているわけですが、連絡調整とか、資料の保存とか、事故報告とか、立入検査対応とか、リコール協力とか、そういうことはもちろん事実上重要なことですが、法的により重要なのは、送達可能になっているということです。1つは、所管省庁からの行政処分の通知の送達ですね。それからまた、消費生活用製品安全法の中に改善命令とか体制整備命令というものがあると思いますし、あと、ほかの3法は私もよく知らないのですが、そういう命令等、行政処分があるわけですが、そういうものの通知の送達が、国内の人に渡せばそれで、越境供給者に対して送達は完了ですというようにしていただくべきですので、それをお書きいただくということかと思います。2点目はそういうことです。それが重要です。

・3点目ですが、先ほど依田先生のお話にもあましたリコールのところ。14ページの中程にリコールについてとありますけれども、ここの四角囲みで、P Sマーク対象製品については、もちろん直接越境供給者がいるのだよと。3番目の矢印で、P Sマーク対象外製品については、インターネットモール事業者に協力を求めるということで、協力を求めるということの意味なのですが、四角囲みの中はリコールの協力で、四角の外の下から4行目ぐらいは、出品削除の命令または要請ということなのですが、こういったことは協力要請みたいなことなのか、それとも法的に義務づけるものなのかということとは、お考えいただいたほうがいいと思います。

・特に、リコールの場合は協力ということになるのかもしれませんが、リコールされるべき越境供給された製品は、出品削除の必要性というのは高いわけですし、もう一つ御注意いただくべきは、インターネットモール事業者サイドから見たときに、店舗が出品しているものを勝手に削除するというわけにはいかないわけですので。利用規約にはそういうことができると書いてあるのかもしれませんが、もちろん、理由なく店舗の出品を削除することは利用契約違反につながるということになります。競争法上の問題も生じるかもしれ

ません。

・ですので、お願いします、削除してくださいと事実上言うと、インターネットモール事業者は板挟みになります。ですので、これはこれから新しくつくっていく公法によって、インターネットモール事業者に対する義務を課するというふうにしますと、そのインターネットモール事業者としては迷わないわけですので、そのほうがモール事業者さんに対してはいいのではないかと。これは事業者さんの御意見も聞いていただく必要がありますけれども、私はそのように考えております。これが3点目です。

・15ページの一番下のところ、越境供給者の義務履行の担保措置というところで、越境供給者が法的義務を履行しなかった場合、公表することにとどまらず、罰則等をかけることはできないかということですが、これは先ほどの2点目との関係ですね。越境供給者に対する域外適用ができるといいますか、域外適用が当然にされるのだと。日本国内において商品、製品を流通させれば、それは製品安全4法の適用があると平成29年の報告書で確認しているわけですから、罰則をかけることは当然できるわけです。

・あとは、それをどう執行するかという問題になりますので、その罰則はたしか多くのものは直罰ではなかったように思いますけれども、そうなってくると行政処分前置主義ということになりますので、送達が必要になるわけです。この送達を国内代表者、国内代表者の制度によって果たすという書き方にさせていただくのがいいと思います。これは2点目に関することですね。

・ですので、16ページの冒頭の表現も、あまり自信はないのですが、国内代表者または国内代理人を裁判における送達先とすることというのはそのとおりですが、処分権限を付与するというのがいいのか、行政処分等に関する通知や送達を受ける権限を付与すると優しく言うてしまうのがいいのか、ちょっと分からないのですが、行政処分等に関する通知を受ける権限を付与するということだよと書いていただくのが、第2点との関係でいいと思います。

・最後に、20ページ、終わりにということで、これも本当にいいことを書いていただいている、このとおりだと思いますけれども、あえて言えば、やはり製品安全4法については越境供給者には適用があるのだと。そして、今回、適用のある製品安全4法の法執行という観点から、新たな制度を創設し、また、製品安全4法の趣旨をより実効化するために、プラットフォームに対する、インターネットモール事業者に対する協力要請等について、新たな制度を考えていくべきなのだというように加筆していただいてもいいのかなと思いました。

・4点と申し上げましたが、3点でしたね。以上です。

○三上座長

・ありがとうございました。それでは、続きまして、関様、お願いいたします。

○関オズバー

・ありがとうございます。今回の話は、製品安全関係の4法の網羅的な見直しによって、新しい課題となっています通信販売における十分に対応ができていなかった製品分野について、しっかりとした対策を打ち出すというものであって、大変高く評価しているところです。

・この観点で、私どもとして申し上げたいのは、認証制度をしっかりと活用いただければということです。今回、問題への対応という観点での追加対策が検討されてきましたが、まず基本的に、そもそも提供する製品は安全であるべきということです。それから2つ目、万が一、製品に問題が見つかったときには、その提供者と速やかにコンタクトが取れる。3つ目として、そのコンタクトを取ったことによって、適切な対応を取れるようにするということです。4つ目として、情報の提供を行うということですが、そういうことをしましたときに、認証制度というのが大変お役に立てると思っております。

・例えばSGマークであれば、認証を得た事業者というのははっきりしておりまして、すぐに連絡を取ることができます。また、SGマークのルールとして、仮に安全性に関する懸念が見つかった場合には、そのリスクに応じて、注意喚起であったり、不良品の交換だったり、リコールだったりという措置を速やかに行うことが決められております。事故情報等は当局にも報告しますし、また、ホームページ等を通

して世の中に発信していくというのが我々の役割ですし、さらに、仮に製品の欠陥による事故でけがをされるということが起これば、人的損害に関しては賠償制度という制度の立てつけになっているわけです。加えまして、そのような事故情報、あるいは新しい製品の情報を踏まえて、基準を不断に見直していくというのがSGマーク制度の特徴です。

・なお、先ほど委員の方から海外対応をしっかりとすべきというお話があって、大変大事だと思っております。まだ至らぬところが多いですが、認証制度そのもの及び認証の取得方法については英語及び中国語でも対応しておりまして、ご参考にしていただければと思っているところでございます。

・もう一つ、認証制度を使うときには、それぞれの認証制度の特徴を踏まえて、足りないところが仮にあれば、それは事業者さんとよく目配せをしていただくということが大事だと考えています。例えばCEマークは、最近、自転車用のヘルメットが努力義務化されたことによって注目されており、認証を取っているものの一例として入っています。CEは、もちろん信頼のできるENの規格に基づいているのですが、ENというものが自転車の場合には1078という基準であって、それそのものですと自転車用とは書かれていないのです。他方で、CE対象製品で、軽作業用の帽子に近いような製品につきまして、ENの812というものがあるのです。

・そうしますと、CEのマークではあるのですが、マークがついていれば全て自転車でオーケーなのだとすると、決してそうではないわけです。残念ながら、その表示が明確にされてないケースがあるのです。したがって、その表示をしっかりと確認していただいて、取扱いただければ、消費者の選択の幅も広がるということで、よいのではないかと思います。

・なお、表示につきましては、CEの場合は、今回課題となっていました乳幼児用の製品につきましては、取り扱う事業者さん自らが加えないとならなくなっています。つまり、市場にある商品について対象

年齢が書かれているものもあれば、ないものもあると思います。そのようなところをぜひとも御確認いただきながら、認証制度を御活用いただけたらよろしいのではないかと考えております。

・私からは以上です。

○三上座長

・ありがとうございました。それでは、玩具協会様、お願いいたします。

津田オブザーバー

・日本玩具協会専務理事の津田でございます。報告書案につきまして少し発言、コメントさせていただきたいと思います。

・私どもは、玩具の機械的安全に関する強制規格の必要性を否定するものではありませんけれども、導入の副作用で、自主的な措置であるS Tマーク制度が衰退する、その場合には日本の玩具安全が大きく後退してしまう、こういった懸念をこの検討会で申し述べさせていただきました。

・委員、事務局の皆様には、私どもの懸念を御理解いただき、またS Tマーク制度を評価いただきまして、強制規格とS Tマーク制度の共存を目指す方向で本日の報告書のラインをおまとめいただいたことに御礼を申し上げたいと思います。

・報告書の論点の中で、委員の皆様が良いとされましたオプション1は、6歳未満対象の玩具について、機械的安全・化学的安全に関して法規制とS T制度が重なる形になりますけれども、規制対象が限定されることもあり、大筋としては、今後の検討や工夫次第で、強制規格とS Tマークが両立、共存できる可能性がある案ではないかと考えております。

・ただ、懸念点といたしまして、正木委員からもお話がありましたけれども、化学的安全性に関し、食品衛生法とS T基準とでは、塗膜の重金属検査の種類が、3元素か8元素かという違いがあります。この箇所は検査費用にかなり差が出てくる場所ですので、その差を乗り越えて、事業者の方にS Tマーク制度を使っていただけるよう、例えば、S TマークがあればP S Cマークは表示を省略しても良いなどの措置を講じていただければと考えております。こうした措置とか工夫

を様々講じることで、検査費用の差を乗り越えて、S Tマークを使っていただけことを期待しております。

- ・今後、審議会の小委員会、法制化の作業というところに移っていくと思いますけれども、その過程を通じまして、強制規格とS Tマーク制度が両立、共存できる制度を形づくっていただくことをお願いしたいと思います。

- ・以上でございます。

○三上座長

- ・皆さん、本当にありがとうございました。各委員、オブザーバーの皆さんから本当に多面的な角度から多数の御意見をいただき、また事務局のほうでも、それを丁寧に拾い上げて本日の報告書にまとめていただいているように思います。本日もたくさんの貴重な御意見をいただきましたので、これをまた最終報告書の中に盛り込んでまいりたいと思います。

- ・報告書の全体としての方向につきましては、おおむね御理解、御賛同が得られたと思いますので、基本的にはこれらの案で整理をさせていただきたいと思います。

- ・また、細かい文言修正が必要な場合には、恐縮でございますけれども、座長の私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。御同意を得られましたら、そのように進めていきたいと思います。よろしいですかね。

- ・それでは、御承認いただいたということで、進めたいと思います。

- ・失礼しました。依田委員からの御質問に事務局からお答えをお願いしたいと思います。

○田中課長

- ・事務局でございます。いろいろコメントもいただきまして、ありがとうございました。

- ・座長の三上先生からも言っていただきましたけれども、いろいろな御指摘を踏まえて今後の検討をしていきたいと思っておりますし、報告書の文言についてのコメントも幾つかありましたので、その辺りをどこまで反映させるのかというのは、先生ともよく相談させていただきたいと思っております。

・御意見もありましたけれども、御質問の方も少しおられて、依田委員からは、プレッジについての情報というか、どのように今後進めていくのか、あと規制当局の法令との関係とか、そういったところについて御質問があったと思っております。

・プレッジは、先ほど申し上げたとおり、今週の木曜日に署名式をやるという方向で今調整をしております。現時点でまだ始まっていないので、そんなに具体的に書けていないというところなのですが、今週の木曜日には中身を世の中に出せるということになりますので、それを踏まえてもう少し具体的な記載もこの報告書というか概要のほうでやっていくと。資料4に追記するということもあり得るかなとは思っております。なので、実際に中身が世の中に出たものを踏まえて、少し修正できればなと思いました。

・この位置づけなのですが、製品安全誓約自体は自主的な取組という形になっておりますので、何らかの法的な根拠を基に何かやっているというわけではもちろんないのですが、まさにオーストラリアの事例にございましたが、プレッジをやっている国というのはヨーロッパとオーストラリアと韓国なのですが、みんな大体同じようなことをやっていて、規制当局が出品削除をお願いすると、2日以内に出品を削除してもらえるとといったようなスキームなのですが、当然、出品削除ということにつながるには根拠が必要で、これは正木委員からもございましたけれども、根拠なく出品削除をお願いするのは我々もできないと思っておりますので、例えば法令の基準に違反しているとか、当然そういった、それは個別の法令に基づくものなどにもちろんなってくると思います。

・なので、そういった個別の法令に違反しているというところをもって、例えば削除してもらおうとかそういった形になるのかなと。それに対してネットモールのほうで対応してもらおう。こういったスキームになるのかなと思っております。

・そういった意味で、製品安全誓約のプレッジのほうも、経産省がもちろん製品安全4法を所管しているということもあるので、関係す

るところは多いのですけれども、経産省だけではなくて、ほかの法律を持っている省庁さんも参加するような形で開始できないかなと思っていますし、そういった方が増えることも可能なような、柔軟なスキームにできないかなと思っているところでございます。いずれにしても、製品安全誓約の中身が出ていった後に、報告書等の文言の修正も少し考えたいと思います。

・森委員からのプレッジの話をもう少しというご意見については、今申し上げたとおりでございます。

・あと、平成29年の検討会で域外適用されるというところが大原則であるのではないかというところで、それを書いていくというのは、どこまで書いていくのかという書き方の問題はあるのかもしれませんが、当然あると思います。

・ただ、平成29年の域外適用の話は、販売者に対して域外適用されるという話でございました。ですので、P Sマークの対象品の、P Sマークをつけないで売っている人が海外にいた場合ということで、まさに越境供給ということであるのですけれども、そういったところについて整理がされておりましたが、今回は我々がそれに加えて、事故報告がされていないといったところについても、さらに課題にしているというところかなと思っています。

・その事故報告のところはもともと、消費生活用製品安全法上の義務は販売者にはかかっていないので、域外適用しようが抜けてしまうということではあるので、そこは新たな課題として今回整理させていただいたと思っております。

・なので、書きぶりをどうするかというのは、ちょっと検討したいと思います。先生御指摘のように、この話は、まさに平成29年の検討会のところがまず出発点になっているのはそのとおりでございますので、今後、書きぶりについては考えたいと思います。

・それと、森先生から幾つかいただいていて、処分の権限を送達という観点で代表者、代理人に付与するというようなこともあるのではないかなという御指摘で、それはそういう点も当然あると思います。なの

で、その辺りも今後どう検討するかということだと思っておりますけれども、この検討会の報告書の中にも、森先生からいろいろ御指摘をいただいたところも含めて留意していくということで、16ページにまさに書いているつもりではあったのですが、その辺りは表現ぶりを少し変えていく必要があるかなと今思ったところでございます。

・あと、出品削除のところは、命令または要請になっているけれども、命令の必要が高いのではないかという御指摘ではございました。我々もそういう可能性もあると思ひまして、命令というのをまさに表現で残しているのですが、今後さらに具体的に検討する中で、具体的な規定ぶりというか、法制化のところは考えていく必要があるかなと思っているところでございます。

・あと、関委員から、認証制度の活用が大事なのではないかというような御指摘もいただきました。それは本当にそのとおりかと思っておりますので、我々としてもまさにS TとかS Gとかこういった認証制度をうまく活用していきたいと。それによって安全な製品が世の中に流通するようにしたい。そういった考えでありますので、その辺りをうまく活用できるような方向にできないかということで、考えていきたいなとは思っているところでございます。

・最後、玩具協会さんからは、食品衛生法の金属の規制のところは3元素と8元素で違いがあるということで、そういったところも当然課題としてあると思っております。我々はこの検討会の報告書をまとめるに当たっては、他省庁とも議論をしておりますので、またそういった点についても、厚生労働省、消費者庁とも引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

・これで質問のところは大体お答えできているかなと思います。

・それと、書きぶりは、委員の先生から、オプションが2つあるところについては、1でいいのではないかという御指摘もいただいております。確かに今回の最初の資料3のところでの議論でも、オプションの1でいいのではないかといった御意見だったかなと思いますので、最終的な取りまとめは、両論併記という形ではなくて、オプションの

1 がいいのではないかと。あくまでこれも具体的には今後の検討ということになるのですけれども、この検討会としては、オプションの1ということでもいいのかなと私は受け止めましたので、そういう方向で座長とも相談していきたいと考えております。

- ・私からの補足は以上でございます。

○三上座長

- ・ありがとうございました。今の田中課長からの御回答、御説明に関連しまして、何かさらに御意見等ございますでしょうか。よろしいですかね。

- ・それでは、本日の御意見を踏まえて、この後、さらにいろいろな調整が若干加わるかもしれませんが、以降の細かい文言修正につきましては、座長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。御承認いただけるようでしたら、拍手ボタンか何かを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。御異議なしという御発言でも結構なのですけれども、いただければありがたいです。

(拍手、異議なしの表示あり)

閉会

○三上座長

- ・では、そういうことで進めさせていただきたいとおります。ありがとうございました。

- ・それでは、1月から半年にわたりまして熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。本当に有益な検討会だったなと思います。以上、6回にわたりました検討会、これで終了いたしたいと思います。

- ・最後に、経済産業省の笹路審議官から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○笹路審議官

- ・三上座長、ありがとうございます。産業保安、製品安全を担当しております経産省の審議官の笹路でございます。

- ・まず、この検討会の委員の皆様方、オブザーバーの皆様方、それか

ら座長の三上先生、お忙しい中、この検討会での議論に御参画をいただきまして、本当にありがとうございます。非常に密度の濃い議論ができたのではないかなと。また、様々な大所高所からの皆様の御意見を賜ったおかげで、その結果として、今日、非常にいいまとめ方ができたのではないかなと思っております。

- ・この製品安全をめぐる制度で、直近で、例えば2006年に重大製品事故の制度が創設されているわけなのですが、こういう大きな制度改正をしてから、もう相当な年月がたっていて、その間に、この製品安全をめぐる環境はものすごく変化をしてきております。特にインターネット取引の増加に伴いまして、海外の事業者の方々が日本の消費者に直接販売する、この検討会の中では越境供給という言葉を用いましたけれども、そういうクロスボーダーのいろいろな取引が非常に簡単になって、すごく便利になっている一方で、様々な問題が起こっている。それゆえに、やはり対応が必要だろうということであります。

- ・万が一事故が起こってしまった場合でも、きちんと事態が把握できるように、事実が報告されたりですとか、あるいはそういった場合の何らか制度的な対応が必要である。様々な御意見をいただきましたけれども、非常に重要な論点であると考えております。

- ・また、子供用製品についても、インターネット販売など様々なルートでいろいろなものが購入できるようになることが可能になっていて、とりわけ乳幼児の誤飲防止といった物理的安全性を確保するのかという点も重要になっておりますし、それ以外の点についてもいろいろな御意見をいただきました。

- ・事故が起きる前でも、きちんと必要なルールをつくる、そういう法治国家であるべきだと思いますし、その際には、当然、民間で取り組んできた、例えば認証マークのアドバンテージなども生かしながら、ある意味、ハードローとソフトローとか言いますが、そういったうまいシナジーを効かせていくことが大事だと思いますし、特に玩具について化学的安全性との関係にも留意していくという観点で見ると、そういうことも重要ではないかと考えております。

・経済産業省といたしましては、まさにこの検討会で御議論いただき、報告書として整理いただいた内容を、御指摘いただいた御意見も含めまして、それを十分にダイジェストして、今後、政策の検討に生かしていきたいと思っております。今後、審議会の場合なども活用しまして、法制化に向けてさらに具体的に検討を進めていく方針でございます。

・報告書の議論のときにパワーポイントの説明資料の中にありまして、ちょっと御紹介しましたがけれども、骨太の方針、これは政府全体の来年度予算ですとか、今後の政策の重点をまとめた、閣議決定される非常に重要な文書ということになっておりますけれども、そこでも、今回の検討会で皆さんで御議論いただいた政策については、きちんと明記をされておるところであります。

・そういった意味では、政府自身の方向性の中で、この検討会の中での皆さんの議論の成果というものは、きちんと今後の制度の企画立案に生かしていくと、ある意味、方針を固めておりますので、ぜひとも、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方から、今後もいろいろ知見をいただいたり御経験に基づいて御助言をいただいたりということがあるかと思っておりますので、その際には引き続き御支援、御協力をお願いできればと思っております。

・改めまして、三上先生の座長として、また各委員の皆様、オブザーバーの皆様にはこの半年間、本当に精力的な議論をしていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

○三上座長

・審議官、ありがとうございました。

・それでは、以上をもちまして消費生活用製品の安全確保に向けた検討会を終了いたしたいと思えます。

・今後、政府のほうで、今回の検討会の整理を踏まえ、さらに議論を進めていただくようお願いしたいと思います。検討会としても、今後の取組を注意深く見守りたいと思えます。

・半年間、委員の皆様におかれましては、お時間を割いて参加をしていただきまして、誠にありがとうございました。

——了——